

○行方市社会教育施設使用料金検討委員会設置要項

令和2年3月30日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 行方市の社会教育施設(体育施設・文化会館・公民館等)の使用料金等について、受益者負担の原則及び社会情勢に即した適正な設定を目的として、行方市社会教育施設使用料金検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 社会教育施設の使用料金等に関すること。
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市議会の代表
 - (2) 区長会の代表
 - (3) 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会の代表
 - (4) 行方市スポーツ少年団の代表
 - (5) 行方市文化協会の代表
 - (6) 有識者 3人以内
 - (7) 公募による市民 3人以内
 - (8) [前各号](#)に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(令3教委告示5・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の賛成をもって議決する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第5号)

この告示は、公表の日から施行する。